公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(抄) (昭和四十六年五月二十六日法律第七十号)

(趣旨)

第一条 この法律は、公害の防止に関する施策の一層の推進を図るため、地方公共団体が行なう公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置について定めるものとする。

(定義)

- 第二条 この法律において「公害」とは、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第二条第三項に規定する公害をいう。
- 2 この法律において「公害防止計画」とは、環境基本法第十七条第三項の規定による 環境大臣の同意を得た公害防止計画をいう。
- 3 この法律において「公害防止対策事業」とは、国又は地方公共団体が公害防止計画 に基づいて実施する事業その他公害の防止のための事業で次に掲げるものをいう。
- 一 下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号) 第二条第二号に規定する下水道の設置又 は改築の事業で次に掲げるもの
- イ 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道で特定の事業者の事業活動に主として 利用されるものの設置又は改築の事業
- ロ 下水道法第二条第五号に規定する都市下水路の設置又は改築の事業(汚でいその他公害の原因となる物質のたい積を排除する目的をあわせ有して実施されるものに限る。)
- ハ 下水道法第二条第六号に規定する終末処理場の設置又は改築の事業(イに掲げるものを除く。)
- 二 工場又は事業場が設置されており、又は設置されることが確実である地域の周辺の 地域において実施される緑地その他これに類する政令で定める施設の設置の事業
- 三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物の処理施設の設置の事業
- 四 公立の義務教育諸学校(小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)又は 特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)の移転又は施設整備の事業で、公害に よる被害を防止し、又は軽減するために実施されるもの
- 五 汚でいその他公害の原因となる物質がたい積し、又は水質が汚濁している河川、湖沼、港湾その他の公共の用に供される水域において実施されるしゆんせつ事業、導水事業その他政令で定める事業
- 六 公害の原因となる物質により被害が生じている農用地又は農業用施設について実施 される客土事業、施設改築事業その他政令で定める土地改良事業
- 七 ダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二 条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。)により土壌が汚染されている

土地について実施される客土事業その他政令で定めるダイオキシン類による汚染の防止又はその除去等の事業

- 八 公害の状況を把握し、及び公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験又は検査に係る施設及び設備の整備の事業
- 九 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事業

(公害防止対策事業に係る国の負担又は補助の割合の特例等)

- 第三条 地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する公害防止対策事業(政令で定める事業を除く。以下この条において同じ。)に係る経費については、他の法令の規定にかかわらず、国は、別表上欄に掲げる公害防止対策事業の区分に応じ、それぞれ同表下欄に定める国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)により、その一部を負担し又は補助するものとする。国が公害防止計画において定められた公害防止対策事業を地方公共団体に負担金を課して行なう場合における当該公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担割合についても、同様とする。
- 2 前項の場合において、公害防止対策事業に係る経費につき適用される他の法令の規定による国の負担割合が別表に定める国の負担割合をこえるときは、当該公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定めるところによる。
- 3 国は、地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する公害防止対策事業に係る経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について第一項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。
- 4 第一項の規定は、公害防止計画が定められていない地域において実施される公害防止対策事業で第二条第三項第五号から第八号までに掲げるもののうち、総務大臣が主務大臣及び環境大臣と協議して指定するものに係る経費に対する国の負担又は補助についても、適用する。

(公害の防止のための事業に係る地方債)

- 第四条 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるものにつき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。
- 2 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるもの並びに公害防止計画に基づいて 実施される下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流 域下水道(同号イに該当するものに限る。)の設置及び改築の事業につき地方公共団体 が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債については、国は、資金事情の許 す限り、財政融資資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

(元利償還金の基準財政需要額への算入)

第五条 前条第二項に規定する地方債で総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の定めるところにより、当

該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に 算入するものとする。

附則

(施行期日等)

第一条 (略)

2 この法律は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、公害防止計画に基づく公害防止対策事業及び第三条第四項の規定により総務大臣が指定した公害防止対策事業に係る経費のうち、平成二十二年度までの予算に係るもので平成二十三年度以降に繰り越されるものについては、この法律の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。